

ハウスとともに社会サービス法上の「特別住宅」に変更し、これら3つの施設系サービスを「住居系サービス」とした。

- ・この「特別住宅」における医療の提供をコミュニティの責任とした。
- ・これらの改革により、「特別住宅」における高齢者向けの医療・介護のサービス内容・利用者負担等をコミュニティ単位で一元化した。また、ランスタイングが運営していたデイケアの運営もコミュニティに移管した。また、コミュニティの高齢者ケアの権限拡大に伴う財政負担増に対し、「特別住宅」やホームヘルプサービス等在宅サービスの利用料金をコミュニティが独自に設定できるようになった。
- ・医学的に病院から退院可能と判定された高齢者に関し、コミュニティ側が適切なサービスを用意できないために病院に留まらざるを得ない場合、その分の費用（入院費）をコミュニティがランスタイングに対して支払う責任「社会的入院費支払い責任（betalningsansvar av medicinskt tårdigbehandlade）」を負うこととされた。こうした費用支払い義務を通じて、ランスタイングの医療施設からコミュニティの「特別住宅」へ的高齢者の移行が促進された。

図表 3-1-3 スウェーデンにおける高齢者施設・住まいの変遷

